

基礎医学委員会・基礎生物学委員会・統合生物学委員会・食料科学委員会・
臨床医学委員会・薬学委員会合同分科会の設置について

分科会等名：動物実験分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	○基礎医学委員会 基礎生物学委員会 統合生物学委員会 食料科学委員会 臨床医学委員会 薬学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>国内外のさまざまな健康問題に対処し、国民と人類の健康を維持するために必要となる動物を用いた生命科学研究は、動物福祉を踏まえ、国民や社会の理解と信頼を得て進められねばならない。</p> <p>本分科会の前身である第25期「実験動物分科会」では、平成18年以来、本邦の動物実験を支えてきた諸制度の評価と省庁を超えた指針や情報公開のあり方を審議し、報告「動物実験実施に関する共通基本指針の策定を中心とした機関管理制度の充実について」を発出した。</p> <p>第26期の本分科会では、当該報告に基づき、関連する学協会や諸団体との意見交換を進めるとともに、単独学協会内では不可能な俯瞰的で分野横断的な視点から、高い透明性と公開性に支えられた動物実験のための実効性のある公的制度の構築に向けた審議を行う。</p>
4	審議事項	<p>1. 動物実験の共通基本指針策定</p> <p>2. 動物実験情報公開の公的システム構築に係る審議に関すること</p>
5	設置期間	令和6年4月23日～令和8年9月30日
6	備考	第25期まで「実験動物分科会」として活動してきたが、主な審議内容は「実験に用いる動物の扱い」というより、「動物を用いた実験と科学研究のあり方」であるため、第26期から「動物実験分科会」と改称したい。